

実務者研修受講資金 実務者研修施設事務担当者説明会

4 貸付決定時の事務(手引き第3,4章)

(1) 貸付決定について

(2) 貸付金交付について

東京都社会福祉協議会 東京都福祉人材センター



(1)貸付決定について

《流れ》

〔実務者研修施設〕申込書類のご提出



東社協が貸付審査を行い、貸付可否を決定し、実務者研修施設へ貸付承認または不承認の決定通知書を送付



〔実務者研修施設〕決定通知書と必要な資料一式を申込者へお渡しください



〔実務者研修施設〕貸付承認された申込者の必要書類
(①「借用証書」、②「振込口座届出書」)をとりまとめて東社協へ提出

(1) 貸付決定について

《承認された申込者(以下、修学生)の提出書類》

①「振込口座届出書」

- ▶ 修学生本人名義の口座で記入

②「借用証書」

- ▶ 署名はそれぞれ本人が自書で記入
- ▶ 押印はそれぞれ実印で、印鑑登録証明書を添付
- ▶ 貸付金額に応じた収入印紙を貼り付けし、
修学生と連帯保証人が割印
- ▶ 住所欄は印鑑登録証明書の印字と一致するよう記入

(1) 貸付決定について

《貸付決定時に修学生が実務者研修施設を卒業している場合》

上記の場合でも、在学中の修学生と同様に、実務者研修施設を経由して貸付金交付までの手続きを行います。

※卒業に伴う手続きも併せて必要。

(2) 貸付金交付について

《交付時期》

申込回	貸付金交付日
令和6年3月	4月30日(火)
5月	6月28日(金)
7月	8月30日(金)
9月	10月31日(木)
11月	12月26日(木)
令和7年1月	3月17日(月)

※借用証書等の提出書類に不備不足があった場合、上記のスケジュールから遅れての交付となります。
その場合の送金日等の指定やご要望等には対応いたしかねますので、ご了承ください。